

軽度の方への福祉用具貸与サービスについて

○介護保険の認定が軽度の方は下記の福祉用具を介護保険の保険給付を受け、貸与することができません。

〔軽度の方が介護保険の保険給付で原則、貸与できない福祉用具〕

【要支援1・2、要介護1の方】

- ・ 車いす及び車いす付属品
- ・ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 認知症老人徘徊探知機
- ・ 移動用リフト（つり具部分を除く）

【要支援1・2、要介護1・2・3の方】

- ・ 自動排泄処理装置〈尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く〉
(交換可能部品を除く)

※ただし、貸与の必要性がある場合、担当のケアマネジャーが以下のⅠまたはⅡの手続きを行うことによって貸与可能となります

Ⅰ 認定調査票を複写請求し、該当の基本調査項目で必要性を確認後、サービス担当者会議を開催。記録を保管。

Ⅱ Ⅰに該当しない場合は主治医から得た情報で必要性を確認後、サービス担当者会議を開催。介護保険課へ届出を行う(車椅子・段差解消機は任意)。

【事情があつて届出が遅れる場合は介護保険課福祉用具担当へ連絡し、該当の福祉用具を貸与開始する前に必ず「事前連絡票」をFAXすること】

《①車いす及び車いす付属品の場合》※付属品のみの場合も手続き必要(車椅子の必要性を確認すること。車椅子と一体的に使用する場合のみ付属品単独の貸与可能。)

以下のア) またはイ) いずれかに該当する場合、貸与可 → 届出不要

ア) 基本調査項目の「歩行」が「できない」である

イ) 「日常生活範囲における移動の支援が特に必要とみとめられる」

※上記のア) またはイ) に該当し、貸与が必要な場合は以下の手続きをとり、記録を保管

ア) の場合

i) 「認定調査票の写し」で基本調査項目の「歩行」が「できない」であることを確認

ii) サービス担当者会議を開催(記録には以下2点を記載すること)

- ・ 基本調査項目の「歩行」が「できない」であったこと
- ・ 車いす(車いす付属品)の利用の必要性を検討した結果

イ) の場合

i) 主治医から得た情報で車いす(車いす付属品)の必要性を確認

(主治医意見書(写し)・診断書・主治医に聴取した所見のいずれか)

ii) サービス担当者会議を開催(記録には車いすの利用の必要性を検討した結果を記載)

※1 サービス担当者会議の記録の写しを福祉用具貸与事業者へ渡し、確認すること

※2 認定の有効期間ごとに所定の手続きをとりなおすこと

《②特殊寝台及び特殊寝台付属品の場合》※付属品のみの場合も手続き必要(特殊寝台の必要性を確認すること。特殊寝台と一体的に使用する場合のみ、付属品単独の貸与可能。)

以下に該当する場合、貸与可 → 届出不要

基本調査項目の「起き上がり」または「寝返り」が「できない」

※立ち上がりができない、起き上がりに手すりが必要という理由のみでは貸与不可

《③床ずれ防止用具、体位変換器の場合》

以下に該当する場合、貸与可 → 届出不要

基本調査項目の「寝返り」が「できない」

《④認知症老人徘徊探知機の場合》

以下のア) イ) いずれにも該当する場合、貸与可 → 届出不要

ア) 基本調査項目の3-1「意志の伝達」に関する項目が「できる」以外、3-2~3-7の項目のいずれかが「できない」、3-8~4-15の項目のいずれかが「ない」以外、その他主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合

イ) 基本調査項目の「移動」が「全介助」以外

《⑤自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)の場合》

以下に該当する場合、貸与可 → 届出不要

基本調査項目の「排便」及び「移乗」が「全介助」

* ②~⑤について、基本調査項目で福祉用具の貸与が必要な状態を確認し、貸与する場合は以下の手続きをとり、記録を保管

i) 「認定調査票の写し」で確認

ii) サービス担当者会議を開催(記録には以下2点を記載すること)

・該当する基本調査項目が「できない」等であったこと

・貸与希望の福祉用具利用の必要性を検討した結果

※1 サービス担当者会議の記録の写しを福祉用具貸与事業者へ渡し、確認すること

※2 認定の有効期間ごとに所定の手続きをとりなおすこと

* ②~⑤について、基本調査項目で福祉用具の貸与の必要性を確認できないが、貸与が必要な状態の場合 → 届出必要

★以下の書類を介護保険課へ提出すること

I 「軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付届出書兼確認書」

II 主治医から得た情報(主治医意見書(写し)・診断書・主治医に聴取した所見のいずれか)
「状態の変化」「急性憎悪」「医師禁忌」に該当することが分かるもの

III サービス担当者会議の記録(該当する福祉用具の必要性を検討したもの)

※1 介護保険課から発行する「確認結果のお知らせ」の写しを福祉用具貸与事業者へ渡し、確認すること

※2 認定の有効期間ごとに介護保険課へ届け出ること

《⑥移動用リフトの場合》

以下に該当する場合、貸与可 → 届出不要

- 立ち上がり補助いす…基本調査項目の「立ち上がり」が「できない」
- 昇降座椅子……………基本調査項目の「移乗」が「一部介助」又は「全介助」
- 段差解消機……………「生活環境において段差の解消が必要と認められる」

上記以外の移動用リフトを貸与希望の場合は介護保険課へ事前に問い合わせること

*** 立ち上がり補助いす及び昇降座椅子について、基本調査項目で福祉用具の貸与が必要な状態を確認し、貸与する場合は以下の手続きをとり、記録を保管**

- ①「認定調査票の写し」で確認
- ②サービス担当者会議を開催（記録には以下2点を記載すること）
 - i) 該当する基本調査項目が「できない」、「全介助」等であったこと
 - ii) 貸与希望の福祉用具利用の必要性を検討した結果

*** 段差解消機について、「生活環境において段差の解消が必要と認められる」状態で、貸与が必要な場合は以下の手続きをとり、記録を保管**

- ①主治医から得た情報で必要性を確認
(主治医意見書・診断書・主治医に聴取した所見のいずれか)
- ②サービス担当者会議を開催
(記録には段差解消機の利用の必要性を検討した結果を記載)

※1 サービス担当者会議の記録の写しを福祉用具貸与事業者へ渡し、確認すること

※2 認定の有効期間ごとに所定の手続きをとりなおすこと

*** ⑥について、基本調査項目で福祉用具の貸与の必要性を確認できないが、貸与が必要な状態の場合→届出必要**

立ち上がり補助いす…基本調査項目の「立ち上がり」が「できない」に該当しないが
貸与が必要な状態の場合

昇降座椅子……………基本調査項目の「移乗」が「一部介助」又は「全介助」に該当
しないが貸与が必要な状態の場合

★以下の書類を介護保険課へ提出すること

- I 「軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付届出書兼確認書」
- II 主治医から得た情報（主治医意見書（写し）・診断書・主治医に聴取した所見のいずれか）
「状態の変化」「急性憎悪」「医師禁忌」に該当することが分かるもの
- III サービス担当者会議の記録（該当する福祉用具の必要性を検討したもの）

※1 介護保険課から発行する「確認結果のお知らせ」の写しを福祉用具貸与事業者へ渡し、確認すること

※2 認定の有効期間ごとに介護保険課へ届け出ること